2011年3月26日

社会保障・税に関わる番号制度等における 個人情報保護方策と情報連携基盤技術についてのコメント

弁護士 三 宅 弘

1

個人情報保護方策と情報連携基盤の制度化に おいては、住基ネット最高裁判決が述べる、個 人情報をみだりに第三者に開示されない自由 の保障にとどまらず、プライバシー権の積極的 側面である自己情報決定権・自己情報コント ロール権の具体化としても整備されるべき。 2

社会保障・税に関わる番号制度と国民ID制度とは、分けて、前者の制度化が検討されるべきである。ただちに「番号」が表面記載されているICカードの民間利用を提案するべきではない。

3

第三者機関については、仲裁・調停に準ずる苦情処理機能の充実が必要であり、 内閣総理大臣の行政機関の長に対する措置要求の前提としての勧告権限や、情報公開・個人情報保護審査会への不服申立てだけでは不十分である。 4

国の行政機関、地方公共団体、関係機関の職員、受託業者等に対する個人情報漏えいの罰則を強化することで現実的に情報漏えいを抑止することは難しいと思われる。